

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年4月1日
担当課	水道部工務課

契約業者名・住所	松戸市上下水道管工事業協同組合・松戸市稔台五丁目15番地25
工事等の名称	漏水修理待機業務委託
工事等の場所	松戸市水道部給水区域内
種別	漏水・電話対応等
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	16,104,000円
工事等の概要	給水区域内における公道漏水及び松戸市給水装置工事施行基準第47条で規定する宅地内漏水（以下「漏水」という。）の発生に対処し、速やかに現状復旧するために必要な措置を講ずるもの
随意契約の理由	<p>漏水等は、突発的に発生し、緊急に修繕を行わなければ重大な事故につながるため、対応は迅速かつ確実に処理することが求められます。そこで、次の条件を満足しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>常に迅速かつ確実に処理する体制が整っていること。 (連絡責任者の配置、調査・修理班の確保)</li> <li>松戸市水道部給水区域内の地理状況に精通していること。</li> <li>高い技術水準を有していること。</li> </ol> <p>このことを行い得る業者は、松戸市の指定給水装置工事業業者に限られますが、特に年間を通し昼夜を問わず待機体制を確立することは単独の指定業者では不可能です。</p> <p>松戸市の場合には、水道工事を円滑かつ効率的に行うため、市内の指定工事店で構成する協同組合があります。上記のいずれも条件を満たし、連絡責任者の配置及び調査班の待機体制を確立することができる者は標記の業者をおいてありません。</p>

	<p>従いまして、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。 また、業者は松戸市水道事業会計規程 108 条第 1 項第 1 号を適用し、松戸市上下水道管工事業協同組合を選定するものです。</p>
--	--